平成 19 年度の一般廃棄物(ごみ)の減量化状況

本県では、廃棄物の排出抑制や循環的な利用などを促進し、環境への負荷の低減に配慮した循環型社会を実現するため、平成14年9月に策定した前計画「愛知県廃棄物処理計画(平成14年度~18年度)」に引き続き、平成19年3月に「愛知県廃棄物処理計画(平成19年度~23年度)」を策定した。

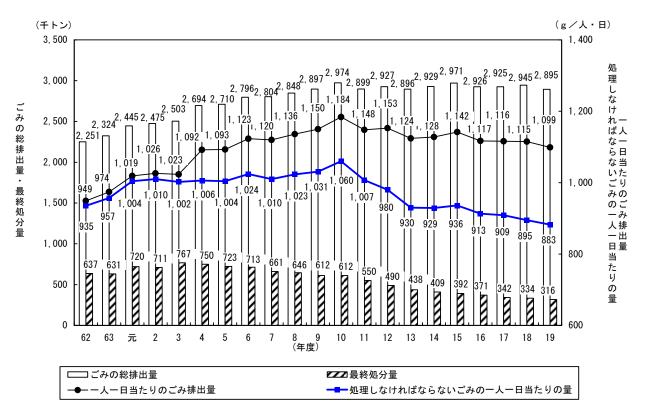
その中で、愛知県内で発生する一般廃棄物(ごみ)について、平成16年度を基準として、平成23年度までに最終処分量を約21%削減するなどの具体的な廃棄物減量化目標を定めている。

今回、平成19年度における一般廃棄物(ごみ)の処理の状況を示すとともに、新計画「愛知県廃棄物処理計画(平成19年度~23年度)」に示した平成23年度の減量化目標及び平成16年度の処理実績と比べることにより、その減量化の進捗状況を示した。

1 一般廃棄物(ごみ)の現況

(1) 一般廃棄物(ごみ)処理の概況

平成 19 年度のごみの総排出量は 2,895 千トンであり、平成 16 年度の排出量 2,926 千トンに比べ 1.1%減少している。ごみの一年間の総排出量を一人一日当たりに換算(以下、「一人一日当たりのごみ排出量」という。)すると、平成 19 年度は 1,099gで、平成 16 年度の 1,117gと比べ 1.6%減少している。また、ごみの総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を除いた処理しなければならないごみの量を、一人一日当たりに換算(以下、「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」という。)すると、平成 19 年度は 883gで、平成 16 年度の 913gと比べ 3.3%減少している。(図1)



(注) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

図1 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化

また、このうち事業系一般廃棄物の収集量は 724 千トンであり、ごみの総排出量の 25.0%を占めており、平成 16 年度の収集量 789 千トンに比べ 8.2%減少している(図 2)。

なお、ごみ処理の流れは、図3のとおりである。

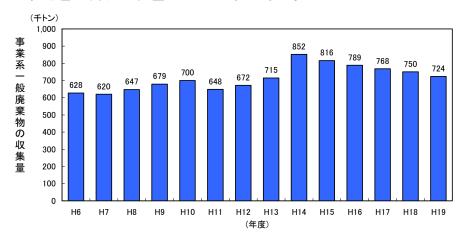


図2 事業系一般廃棄物の収集量の経年変化

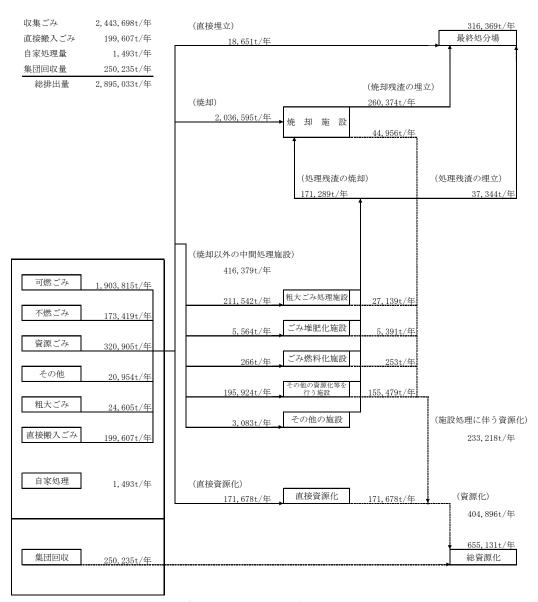


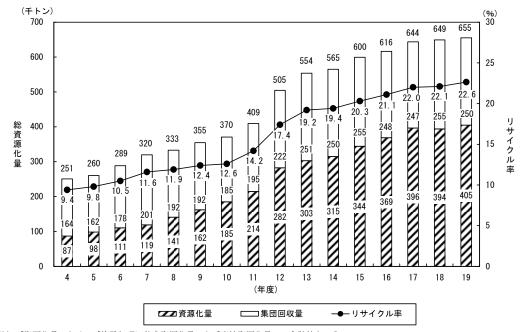
図3 ごみ処理の流れ(平成19年度)

(2) 資源化の状況

平成 19 年度の処理状況をみると、中間処理のうち焼却は 2,208 千トン、平成 16 年度の 2,222 千トンに比べ 0.6%減少している。

集団回収及び中間処理により直接資源化に回るものを含めた平成 19 年度の資源化量は 655 千トンで、平成 16 年度の 616 千トンに比べ 6.3%増加している(図 3)。

また、リサイクル率は22.6%で上昇傾向にある(図4)。



:) 「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。 「リサイクル率」= ((「資源化量」+「集団回収量」)/(「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」))×100 数値は四捨五入のため合計値が一致しないことがある。

図 4 総資源化量とリサイクル率の経年変化

ガラスびん、ペットボトル等特定の容器包装について事業者の再商品化が義務付けられ、消費者の分別排出、市町村の分別収集が推進されているところであり、平成 19 年度の資源化量は、紙類 400 千トン、金属類 57 千トン、ガラス類 50 千トンとなっている(図 5)。

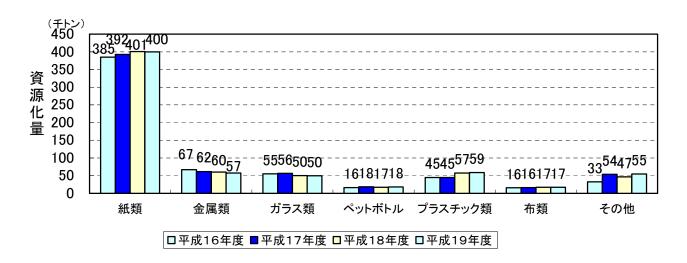


図5 資源化の状況

(3) 最終処分の状況

中間処理による処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 19 年度の最終処分量は 316 千トンで、平成 16 年度の 371 千トンに比べ 14.7%減少している(図 6)。

なお、このうち自区外(県外)の処分量は 100 千トンで、平成 16 年度の 112 千トンに比べ 10.3%減少している。

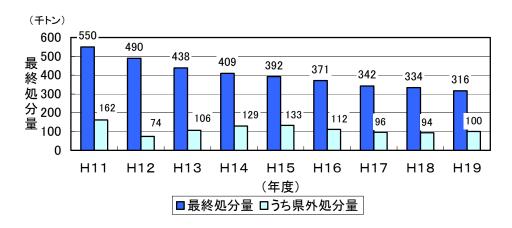


図6 一般廃棄物の最終処分量の経年変化

(4) 最終処分場の設置状況

平成 19 年度末現在の最終処分場の設置数は 88 施設(休止、埋立終了等を含む。)であり、平成 19 年度末の残存容量は 2,946 千㎡、これを平成 19 年度の埋立容量 207 千㎡で割った値(残余年数)は 14.2 年となっている(図 7)。



図7 最終処分場の残余容量の経年変化

2 廃棄物処理計画の減量化目標の達成状況

愛知県廃棄物処理計画(平成 19 年度~23 年度)における平成 23 年度の一般廃棄物の減量化目標は図8のとおりであり、排出量に対する再生利用量の割合を約 29%とし、最終処分量を平成 16 年度に対して約 21%削減することを目標としている。

また、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成 16 年度に対して約 21%減らし、720gとすることを目標としている。

平成 19 年度の排出量に対する再生利用量の割合は 22.6%で、最終処分量は平成 16 年度に対して 14.7%減少している(図8)。

また、平成 19 年度の処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、883gで平成 16 年度に比べ 3.3%減少している(図1)。

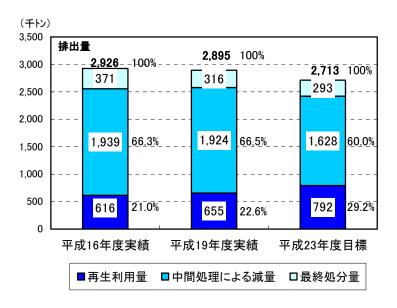


図8 一般廃棄物の減量化目標値と現況の比較